

現行定款の公告方法とは別に貸借対照表の公告方法を定める場合の記載例

この記載例にある条文は、奈良県（H28.4.1版「特定非営利活動法人の設立に関する手引き」）のひな形定款を引用しています。届出時は、各法人の定款に基づき、変更前後の条文を記載した上で提出願います。

1. 法第28条の2第1項第1号の場合（官報）

変更前の定款の条文	変更後の定款の条文
<p>(公告の方法)</p> <p>第53条</p> <p>この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。</p>	<p>(公告の方法)</p> <p>第53条</p> <p>この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。</p> <p><u>ただし、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、官報に掲載して行う。</u></p>

2. 法第28条の2第1項第2号の場合（日刊新聞紙）

変更前の定款の条文	変更後の定款の条文
<p>(公告の方法)</p> <p>第53条</p> <p>この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。</p>	<p>(公告の方法)</p> <p>第53条</p> <p>この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。</p> <p><u>ただし、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、奈良県において発行する〇〇新聞に掲載して行う。</u></p>

3-①. 法第28条の2第1項第3号の場合（電子公告 法人ホームページ）

変更前の定款の条文	変更後の定款の条文
<p>(公告の方法)</p> <p>第53条</p> <p>この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。</p>	<p>(公告の方法)</p> <p>第53条</p> <p>この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。</p> <p><u>ただし、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、この法人のホームページに掲載して行う。</u></p>

3-②. 法第28条の2第1項第3号の場合（電子公告 内閣府NPOポータルサイト）

変更前の定款の条文	変更後の定款の条文
<p>(公告の方法)</p> <p>第53条</p> <p>この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。</p>	<p>(公告の方法)</p> <p>第53条</p> <p>この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。</p> <p><u>ただし、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、内閣府法人ポータルサイト(法人入力情報欄)に掲載して行う。</u></p>

現行定款の公告方法とは別に貸借対照表の公告方法を定める場合の記載例

3-③. 法第28条の2第1項第3号の場合（電子公告 事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合の公告方法を定める場合）

変更前の定款の条文	変更後の定款の条文
<p>(公告の方法)</p> <p>第53条</p> <p>この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。</p>	<p>(公告の方法)</p> <p>第53条</p> <p>この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。</p> <p><u>ただし、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、この法人のホームページに掲載して行う。なお、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、奈良県において発行する〇〇新聞に掲載して行う。</u></p>

4. 法第28条の2第1項第4号の場合（主たる事務所の公衆の見やすい場所の場合）

変更前の定款の条文	変更後の定款の条文
<p>(公告の方法)</p> <p>第53条</p> <p>この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。</p>	<p>(公告の方法)</p> <p>第53条</p> <p>この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。</p> <p><u>ただし、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、この法人の主たる事務所の掲示場に掲示して行う。</u></p>

5. 複数の方法を選択し、貸借対照表の公告を行うことは可能。

変更前の定款の条文	変更後の定款の条文
<p>(公告の方法)</p> <p>第53条</p> <p>この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。</p>	<p>(公告の方法)</p> <p>第53条</p> <p>この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。</p> <p><u>ただし、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、この法人のホームページに掲載して行うとともに、この法人の主たる事務所の掲示場に掲示して行う。</u></p>

(注意) 上記のように、複数の手段を重ねて選択することは可能ですが、下線部を「又は」とするような選択的な方法を定めることは、定款を見ただけでは公告方法を確定的に理解できないため相応しくありません。